

国分寺市護老人保健施設すこやか及び
国分寺市高齢者在宅サービスセンターふれあい指定管理に関する事業計
画書

令和 3 年 8 月 31 日

団体名称 一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会

*各項目について、貴団体等の状況及び指定管理に係る取り組み・考え方について記載してください。

*各項目の記載欄不足の場合は、任意の別紙に記載し添付してもかまいません。

- (1) 団体等の基本理念・姿勢について
*施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用についての考え方
別紙記載
- (2) 団体の安定性について
*団体等の経営状況の安定性
別紙記載
- (3) 団体の継続性について
*団体等の設立から何年経過しているか
別紙記載
- (4) 団体等運営の透明性・公平性
*進んで団体等の情報等を公表しているか
別紙記載
- (5) 団体等運営における法令等の遵守状況
*個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか
別紙記載
- (6) 運営実績
*同様な施設での運営実績（契約書等の添付のこと）
別紙記載
- (7) 効率・効果的運営への取り組み状況
*施設利用の促進方策・創意工夫
別紙記載
- (8) 受託への熱意・意欲
別紙記載
- (9) 事業運営への独創性
*団体等でしかできない事業提案
別紙記載
- (10) 施設管理の安全性への配慮
*有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等
別紙記載
- (11) 利用者への対応状況（接遇・苦情対応）

*利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備（利用者へ平等利用は確保できているか）
別紙記載

(12) 社員等の育成状況

*研修の実施状況等
別紙記載

(13) 個人情報保護対策状況（情報の管理体制）

別紙記載

(14) 自主事業などの提案

*施設の設置目的に沿って団体が独自に企画し、自己の財源で行う事業
*自主事業収支計算書（書式任意）を提出してください。

別紙記載

(15) 障害者の雇用状況

*事業所における障害者雇用率
別紙記載

(16) 高齢者の雇用状況

*事業所における高齢者(65歳以上)雇用率
別紙記載

(17) 管理運営に必要な提案金額

※詳細については、別紙収支計算書を参照。
別紙記載

(18) 環境への配慮

*事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取り組み状況

別紙記載

(19) 地域雇用の状況

・当該施設における市内在住者の雇用、高齢者の雇用、現状及びこれからの計画

別紙記載

(20) 災害時の対応

・地震や火災等の災害が発生した場合の対応

別紙記載

(21) 施設の特性に応じたサービス水準等

・募集時に示した具体的水準等への対応の考え方

別紙記載

1. 団体等の基本理念・姿勢について

(1) 一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会の沿革

平成3年7月 国分寺市は、市民の相互援助方式による在宅福祉サービス等の担い手として、任意団体の「健康福祉サービス協会」を設立しました。

平成6年12月 国分寺市の「総合保健福祉センター・老人保健施設中央館等の施設のあり方に関する検討会」において、同館内に開設する老人保健施設・総合保健福祉センターの運営は、「健康福祉サービス協会」を民法34条の財団法人化し、一体的に行うことが適当であると提言されました。

これを受け、平成10年4月 国分寺市は5億円の基本財産を負担し、「財団法人国分寺市健康福祉サービス協会」を設立しました。

平成12年4月 「国分寺市介護老人保健施設すこやか」の開設認可取得と同時に、「国分寺市高齢者在宅サービスセンターふれあい」の通所介護事業、並びに訪問介護事業、居宅介護支援事業の指定を受け、国分寺市内を中心として介護保険の各種サービスを中心に事業展開し、現在に至っております。

国の進める公益法人改革に伴い、財団法人は公益財団法人か一般財団法人のいずれかに移行するよう求められました。平成24年4月1日、当協会は一般財団法人への移行が認められ、移行と並行して財団の基本財産から4億円を国分寺市に寄付させていただきました。

当協会は、高齢者の保健の向上と福祉の増進を目的とした、公設民営の介護保険施設運営のために設立された法人です。

高齢者が住み慣れた在宅での生活を継続できるよう、入所サービスと在宅サービスを提供し、利用者の身体機能の維持・回復と家族介護者の負担軽減を図り、国分寺市高齢者保健福祉計画・第8期国分寺市介護保険事業計画の基本理念“個人としての尊厳が保たれ、地域・社会の支え合いによる、自立した豊かな生活を実現する”に沿った事業運営に努めております。

(2) 国分寺市介護老人保健施設すこやかについて

介護老人保健施設は、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練等により、入所者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう支援し、在宅生活への復帰

支援を目的としています。

当施設には、理学療法士の有資格者3人が常勤職員、パート職員として、作業療法士1人がパート職員として勤務しております。

療法士による個別リハビリテーションの他、様々な職種の職員が協働して入所者の在宅生活への復帰・継続を支援するとともに、短期入所療養介護（入所定員内で受入）・通所リハビリテーションにも取り組み、国分寺市内維持期リハビリテーションの拠点施設となるよう努めております。

(3) 国分寺市高齢者在宅サービスセンターふれあいについて

高齢者在宅サービスセンターは、利用者がその有する能力に応じて自立して居宅で日常生活を継続することが出来るよう、支援することを目的としています。当施設では、地域ボランティアの皆様の協力を得て、趣味生きがい活動等の充実にも努め、ともすれば孤立しがちな高齢者の社会参加と、心身機能の維持、家庭介護者の負担軽減等を支援しております。

(4) 公共性・平等利用について

入所施設につきましては、公設民営施設であることから、公設施設が果たす役割を充分に理解した上で施設運営を目指し、スタッフ一同その運営方法を模索している中で、リハビリテーションの提供を重点に置き、セーフティネットの役割を果たせるよう、市や地域の関係機関と連携しながらご利用いただいております市民サービスの向上に努めております。

通所リハビリテーションは、定員が15人であり、限られた定員枠を出来るだけ多くの方にご利用いただけるよう努めておりますが、要支援者の利用ニーズには応えきれない状況となっております。令和4年度は募集要項に沿った定員変更を行い、東京都へ定員変更手続きを行い、受入れ人数を拡大しリハビリテーションニーズに応えられる体制で運営します。

高齢者在宅サービスセンターふれあいは、通所介護事業所として開設から20年が経過する中で果たすべき役割は大きく変わってきています。市内では通所事業所の撤退も見られている中、在宅生活を継続するために入浴、排せつ食事その他介助等の介護を必要とするご利用者には、特に安全面を配慮しご利用いただいております。令和4年度は、募集要項に沿った定員に変更し、定員18人以下となるため新たに地域密着型通所介護事業所として指定申請を行い、規模を縮小して事業運営を継続します。

2. 団体の安定性について

当協会は、国分寺市から運営補助金を受けておりますが、収益事業である介護保険事業全体で損益を通算することにより、補助金の削減に努めております。

“すこやか”・“ふれあい”に対する国分寺市の補助金推移（単位：千円）

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
支出額	28,358	29,370	29,125	29,125	29,125	29,125	29,125	29,125

また、令和2年度の財務分析では法人全体では「かなり改善の方向に向いていると思われる」と高く評価をいただいています。一方人員や給与の設定については指摘をされています。

すこやかについては介護老人保健施設の稼働率95%、通所リハビリテーションサービスで76%であり、市の補助金を含めると黒字となっています

一方ふれあいは稼働率66%という状況であり、毎年赤字が続いていますが、今回の募集要項の改正に沿った運営をすることで、地域密着型通所介護への変更により、利用率の向上と一人当たりの単価の増加を見込んでおります。

また、通所介護、通所リハビリテーション全体の定員変更はありませんが、通所リハビリテーション利用率が上がることにより収入の増加を見込んでいます。

3. 団体の継続性について

当施設は、介護認定を受けた高齢者と個別に利用契約を結び、入所・通所する利用者にサービスを提供しております。

サービス提供には専門の有資格者が不可欠であり、人材を安定して確保するため、正職員については雇用期間を定めずに採用し、施設運営に必要な送迎車両・リハビリ機器・パソコン等も長期リース契約により調達しております。

当協会は、現在介護現場の業務見直しを行っております。利用申込者への迅速な対応や、セーフティーネットの役割を果たし、重度化への対応に合わせた職員のスキルアップと業務担当性の導入による業務効率化を図り、更に次世代介護機器導入に向けた検討を進め、常に現場職員の負担軽減と同時に業務効率化を進めております。そのことにより、安定した介護職員等の

定着を図っておりますが、そのことが同時に提供サービスの質の向上にも繋がるものと認識しております。

施設運営上の様々な課題はあり、改善が必要な点もありますが、様々な資格を持つ職員を確保していることから、今後も継続して施設運営にあたり、他施設の範となるよう良質のサービスの提供に努める所存です。

4. 団体運営の透明性・公平性について

当施設の利用につきましては、医師・介護支援専門員・支援相談員・看護師・介護福祉士・理学療法士・管理栄養士等様々な専門職員を構成メンバーとした、毎週定期的に行われる判定会議の中で、多職種によるチームアプローチによる対象者の把握と援助方針の仮決定を行い、入所の可否を判断しています。

また、市内の医療・福祉団体の代表や、市担当部長等を構成員とする理事会で承認された事業計画・予算に基づき、当協会は運営されています。

経理部門も、多くの介護保険事業者を取引先とする会計事務所の指導・点検を受け、当協会の監事（市民代表の税理士及び国分寺市会計管理者）による監査を経て、理事会・評議員会の承認を受けております。

なお、決算状況は国分寺市に報告するとともに、当協会の広報誌に掲載して市内全世帯に配布し、運営の透明性確保に努めております。

5. 団体運営における法令等の遵守状況について

市民の保健福祉向上を目的とする法人であることから、法令を遵守し、信頼の得られるサービスを提供することが使命であると考えております。

介護老人保健施設は、毎年東京都に施設調査書を提出し実地指導を受け、また、平成 30 年に国分寺市より公の施設の指定管理者監査を受けており、様々な法令・条例等の遵守を心掛けるとともに、個人情報保護法や労働基準法等を含め、関連法令を遵守した施設運営を心がけております。

6. 運営実績について

当協会は、平成12年4月の介護保険施行とともに、訪問介護、居宅介護支援、介護老人保健施設、高齢者在宅サービスセンターの運営を行っております。

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態となっても、可能な限り居宅において、有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう援助することを目的としていますが、介護老人保健施設における機能訓練と居宅サービスを組み合わせることにより、効率的にこの目的を実現することが出来ると考えております。

しかし、ご夫婦やご家族がそれぞれ高齢となる世帯が増え、ご家族の力だけで高齢の家族を介護することが難しい時代となっております。

また、現状としては、様々な理由から在宅生活を望まず、特別養護老人ホーム入所までの待機施設と考えるご家族の方も多くおられます。

当協会の介護老人保健施設すこやかでは、公設民営の施設であることを踏まえ、その方の身体状況のみならず、在宅における様々な条件を考慮し退所判定を行います。

国分寺市介護老人保健施設すこやか退所者の平均入所期間・在宅復帰率推移（除短期入所）

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	平均
平均入所日数	226	191	222	236	220	191	280	233	255
在宅復帰率 (%)	35.4	50.0	35.6	42.7	31.6	48.9	34.9	22.6	37.7

すこやか・ふれあい稼働率推移

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
老健入所	85%	87%	92%	88%	86%	88%	89%	95%
通所リハ	83%	85%	85%	86%	87%	80%	78%	76%
通所介護	79%	87%	85%	88%	84%	69%	72%	66%

7. 効率・効果的運営への取組状況について

当法人は老人保健施設を中心として通所介護、通所リハビリテーション、訪問介護、居宅介護支援事業所を運営しており、提供可能な介護保険サービスメニューが多く、開設から市民ニ

ーズに幅広く対応できる体制をとっております。その反面、それぞれのサービス毎に定められている人員基準を満たすように配置が必要であります。そのような中で法人内職員一人一人が共通の認識を持って協力体制をとっています。

入所施設は平均要介護度が 3.4 を超え、全国平均の 3.2 と比較して重度者を多く受け入れており、各専門職の業務負担軽減を図るため、食事介助専門で業務にあたる業務担当制の導入を含めた業務効率化の推進と同時に職員配置の見直しも行っています。

8. 受託への熱意・意欲について

「いつまでも住み慣れた、この街国分寺で暮らしたい」という高齢者の願いにこたえるため国分寺市の援助を得て、市民相互扶助の精神を基に当法人は発足いたしました。当法人の基幹サービスである介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。当法人は複数の介護保険サービスを提供できる体制であり、施設を含め、全力で在宅支援の機能を提供することが可能です。

令和4年度からは、通所リハビリテーションの定員を拡大し、一人でも多くの在宅高齢者にリハビリテーションを提供できる体制をとり、通所サービス全体の見直しを行います。将来的には、地域に不足する通所リハビリテーションのニーズは高まっていくことから、法人内だけではなく、地域の通所介護事業所や訪問看護ステーションと連携し、サービス内容の差別化を図りながら、地域の高齢者が必要な時に必要なリハビリテーションが受けられよう、体制を構築していきます。

9. 事業運営への独創性について

これまで、施設退所者の在宅生活支援のための退所時指導、フォローアップ体制等、本来事業に関連した事業展開を進めております。

公設で入所施設としての役割は、市内で不足するリハビリテーションサービスを提供できるよう力を入れる一方、様々な理由により一時的に在宅生活の継続が困難な方を受け入れる役割を意識した施設運営をする必要があります。令和2年度の平均介護度は 3.4 となり、重度者の

割合が多くなり、それに伴う利用者の全身状態の安定を図るための職員全体のスキルアップが必要となります。

国分寺市と連携しながら、変化する市民のニーズ・介護保険制度の行方を的確に捉え、市民ニーズに応えられるサービスの提供に向け、引き続き努力してまいります。

10. 施設管理の安全性への配慮について

要介護度の高い方が増加する中、利用者の安全確保には手厚い人員配置や、最新の設備機器を導入して利用者の管理を充実させることが不可欠です。

当施設では、コールセンサー、携帯ハンディーンサーコール、センサーライト、洗浄便座付きトイレ等、利用者の安全確保、快適性を向上させるための機器を導入してまいりました。

また、利用者の重度化に対応するため、人件費負担は増加しますが、夜勤職員を3人体制とし、利用者の安心・安全の確保に努め、さらに、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症発生予防にも努めております。

重度化に伴い、事故のリスクが懸念されており、リスクマネジメント委員会を定期的開催し、その間に起きたヒヤリハット事例の共有と傾向を分析し、再発防止に向け、職員間で意見交換を実施しております。また、申し送りを徹底し、利用者一人一人の経過と最新の状況を把握した中でサービス提供を行うように努めています。

新型コロナウイルス感染防止対策として、施設内消毒の徹底、カウンターにはビニールカーテン設置、職員においては、出勤前の検温・うがい・手洗い・マスク着用・必要に応じフェイスガード着用の徹底、また、私生活においても極力感染防止を心掛けるよう指導を行っており、在宅勤務の規定も策定しました。また、全職員を対象に週に1回のPCR検査を実施しています。

通所施設では、送迎車内の消毒、利用者のマスク着用の徹底、密閉・密集・密接を避けるよう利用者の間隔を開ける等、また、老健施設においては、外部からの感染予防策として、緊急やむを得ない場合以外の面会制限、家族等及び納入業者等の老健フロアへの立ち入り禁止を行っています。ただし、家族等と会えない時間が長くなると認知能力の低下も心配されるため、毎週土曜日に予約制で短い時間ではありますが、ガラス越しでインターホンでの会話を楽しん

でいただくことも行っております。

その他、業務マニュアルの整備、最新機器の導入等により、利用者の安全確保に努めてまいります。

11. 利用者への対応状況(接遇・苦情対応)について

施設開設当初は、職員の不慣れや技能不足から、接遇やサービスに対する苦情が数多く寄せられました。マニュアルの整備や、ノウハウの蓄積、利用者やその家族との信頼関係の構築に努めていることから、苦情等は非常に少なくなっております。

すこやか・ふれあい苦情発生件数推移 (単位：件)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	平均
入所	1	1	1	0	0	1	2	1	0.8
通所	2	1	0	1	1	0	1	2	1

施設の利用者は、重度化の進行と共に認知症高齢者の利用も増加する中、職員は利用者の尊厳を守り、一人一人の利用者がその方らしい施設生活やサービス利用ができるよう意識しています。

苦情は支援相談員が窓口となって対応しておりますが、窓口で対応できない場合には担当課長、事務局長、施設長等が対応するようにしております。

また、協会内で対応できない場合に備え、外部有識者による苦情処理委員会を設置しております。

12. 職員等の育成状況について

認知症の方に対するサービスのあり方、食中毒・感染症の予防、個人情報保護リスクマネジメント等、施設運営で直面する様々な課題があります。

このような課題に対応するため、随時職員を研修会に派遣し、受講者が内部研修の講師となって職員全体が最新の情報・知識を共有するようにしております。

また、業務に必要な資格取得を奨励、そのための助成金制度を設置し資格取得をバックアップしております。

施設職員外部研修参加者推移 (単位：人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	平均
入所	7	12	10	35	24	26	18	4	17
通所	2	1	4	4	7	11	5	0	4.3

13. 個人情報保護対策状況（情報の管理体制）について

国分寺市個人情報保護条例が制定されたことに伴い、当協会でも「一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会が保有する個人情報の保護に関する規程」を制定し、個人情報の保護に努めております。

平成29年4月に厚生労働省は「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を作成し、同年5月30日から改正個人情報保護法等の施行と合わせ適用となりました。

当施設ではこのガイダンスに沿って施設運営を行い、「一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会が保有する個人情報の保護に関する規程」を定め、職員一同に取り扱いの厳格化を徹底しております。

14. 自主事業などの提案について

介護老人保健施設としての自主事業の展開は難しい面があります。学生の実習受入れについては、現在新型コロナウイルスの感染拡大により中止をしておりますが、積極的に受け入れてまいりました。また、社会貢献活動として車いすステーション事業に参加して車いすの貸出を行っています。今後、アフターコロナに向けて地域貢献活動の取組みを強化し、地域住民に対して当施設ならではの専門性を発揮した市民講座の開催等、少しでも地域に貢献できる施設運営を目指していきます。

15. 障害者の雇用状況について

当協会の行う事業は、ADLの低下している高齢者等を利用者とするサービスで、利用者の安全確保等の観点から職員に必要とされる条件があり、障害者の就業可能な業務が極めて限られ

てまいります。

当協会の障害者雇用は、公益事業を担当する事務職員に 1 人、介護老人保健施設の介護職員に 1 人雇用し、協会の障害者雇用率は 3.25%です。また勤務時間数から雇用率に反映されないパート職員にも、障害者を 1 人雇用しております。

16. 高齢者の雇用状況について

当協会では正職員の定年は 60 歳であり、常勤職員・パート職員については今まで 65 歳であったものを 70 歳と改定しました。現在 65 歳以上の者は 12 名おり、雇用率は 17.1%です。

正職員で定年退職後勤務を希望する場合は、常勤職員・パート職員として 70 歳まで勤務できる道を残しており、理事長が特別の理由があると認める場合は 70 歳を超えて雇用できる仕組みもあります。

しかしながら、当協会の業務は高齢者の支援がメインであり、一定の体力を必要とします。このため、現在当施設で定年を超え勤務しているのは、送迎車の運転手 3 名となっております。

17. 管理運営に必要な提案金額について

平成 13 年度に国分寺市が実施した会計監査法人による国分寺市健康福祉サービス協会の予算執行状況調査を基に、老健施設に対する補助金の考え方が整理されました。

平成 30 年度の介護報酬改正により、施設は様々な加算を取り入れなければ収入増が見込めなくなり、一方では、消費税率の引き上げや介護保険負担限度額認定を受ける利用者の増加により施設の収益は圧迫され、利用者に直接サービスを提供する看護・介護職員の退職者補充が難しくなっていること、施設開設 21 年目を迎え、備品修理や買い替え費用の増大等、施設経営をめぐる状況は厳しさを増しております。

このような環境の中、提案書の収支見込は現行報酬、税率をもとに作成しております。計上されている施設の損失については、従来どおり介護保険事業全体で補填に努めます。

18. 環境への配慮について

当協会では、食事の残滓・生ゴミを微生物の力を借りて分解する生ゴミ処理機“ゴミサー”

を導入し、排出の抑制を図るなど、国分寺市環境基本計画の理念である「環境負荷の少ない持続可能な社会の構築」に沿い、事業者の立場で環境に配慮した行動を実践しております。感染の恐れのある注射針や血液の付いたガーゼ等も専用容器に保管し、医療廃棄物として適正に処理しております。

さらに、利用者の送迎車両のアイドリングストップ、こまめな節電、資源プラスチック、紙類、ビン、カン類の分別を図っています。市の環境配慮指針に基づき、グリーン購入の推進、両面印刷、両面コピーの励行、ペーパーレス化の推進などの取り組みを行い、環境に配慮した施設運営に努めております。

19. 地域雇用の状況について

看護・介護職員には早番・遅番・夜勤といった交代勤務もあることから、施設近隣の居住者でないと勤務が難しい職場です。

令和3年8月1日現在、介護老人保健施設・高齢者在宅サービスセンターでは、臨時職員を含め85人の職員を雇用しております。

この内、国分寺市民は35人(全体の41.2%)ですが、施設の位置的環境から、府中市や国立市等の隣接5市を含めると57人となり、全体の67.1%を占めています。

看護師・介護福祉士等の資格所有者職員確保は困難な状況が続いておりますが、今後も採用は可能な限り地域居住者を中心に行い、地域居住者の雇用拡大に貢献したいと考えております。

20. 災害時の対応について

東京都の被害想定によれば、国分寺市は多摩直下地震・立川断層帯地震が発生した場合、震度6強の地震に見舞われる恐れがあります。

災害弱者が生活する施設として、当施設では計画的に食料、非常用飲料水、非常用燃料、調理器具、ラジオ、照明器具等の非常用品を用意するとともに、緊急連絡網、近隣居住職員の応援体制、マニュアル等を整備し、様々な災害に備えております。

災害発生時は、入所者の安全確保のみならず、公設民営の施設としていずみプラザの施設上の特性も活かし、市と協力し近隣住民及び罹災者の救援・援護、又は安全確保に努める所存で

す。

21. 施設の特性に応じたサービス水準等について

当協会は、国分寺市介護老人保健施設すこやか・国分寺市高齢者在宅サービスセンターふれあいの運営を目的に財団法人の認可を受け、これまで20年に亘り様々な資格を有する多数の職員が、高齢者の支援を行ってまいりました。

公設の施設ということもあり、民間施設に比べきめ細やかなサービスを求められており、職員もその要望に応えられるよう研鑽をかさね、一定の評価をいただいていると自負しております。

職員一同、これまでの経験を活かして当施設の運営に継続して携わり、地域住民が“国分寺市に住んでいて良かった”と思っただけのように努めたいと願っておりますので、指定管理者に選定していただきますようお願いいたします。